

## 山口市みどりの生活通り推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生け垣の普及促進を図ることにより緑あふれる潤いのある生活環境を確保するとともに、狭い道路を拡幅することにより安全で快適なまちづくりを推進することを目的とし、生け垣の設置工事及び道路内又は敷地内にある工作物の撤去等の工事を行う者に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象)

第2条 補助金交付の対象となる生け垣の設置は、都市計画区域内の次の各号のいずれかに掲げる道路等に接する土地の、当該道路に面する部分に設置する延長が5メートル以上のものとする。

- (1) 建築基準法に基づく建築協定区域、都市緑地保全法に基づく緑化協定区域、都市計画法に基づく地区計画の区域又は山口市都市景観条例に基づく景観形成地区内の幅員4メートル以上の道路
- (2) 道路法に規定する道路及びこれに準ずるものとして市長が認める道路で、通学路の用に供している幅員4メートル以上の道路
- (3) 建築基準法第42条第2項に規定する道路（建築主事が当該道路と同等とみなす道を含む。以下「建築基準法第42条第2項に規定する道路等」という。）に接する土地で、その道路の中心線から水平距離2メートルの範囲（その道路が川、がけ地、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、これらの側の道路境界線より水平距離4メートルの範囲を含む。以下「後退部分」という。）が道路形態であるもの

2 補助金交付の対象となる工作物の撤去等の工事は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 前項第1号又は第2号の土地で道路に面する部分にある工作物（門、塀その他これらに類するものに限る。）の撤去の工事で、生け垣を設置するため行うもの
- (2) 建築基準法第42条第2項に規定する道路等の後退部分にある工作物の撤去及び移転の工事

(3) 道路に面する部分にある工作物の撤去の工事で、市長が特に必要があると認めるもの

(生け垣の要件)

第3条 補助金交付の対象となる生け垣は、次の要件を備えていなければならない。

(1) 原則として、樹木は支柱等に結束し、植栽後の高さは0.9メートル以上及び植栽間隔は1メートルにつき3本以上とし、植栽後の生け垣は外部から眺望できること。

(2) 少なくとも5年間以上は活用できるものであること。

(3) 樹木の種類、植栽場所が適切であること。

(4) 交通、隣地等の障害とならないよう、維持管理が適切に行われること。

(補助金交付の要件)

第4条 補助金交付の対象となる生け垣の設置工事及び工作物の撤去等の工事を行う者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、補助金交付は、1敷地につき1回を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 補助金交付に係る事業年度内において前項に掲げる工事を完了することができない者

(2) 市税等を滞納している者

3 建売住宅の敷地に生け垣を設置する場合の手続については、第14条で定める。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次に定める額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(1) 生け垣の設置に係る補助金の額は、1メートル当たりの生け垣の設置費用(当該費用が3,500円を超える場合は3,500円)に設置する生け垣の長さ(1メートル未満の端数を切り捨てた長さをいう。)を乗じて得た額(当該金額が50,000円を超える場合は、50,000円)とする。

(2) 工作物の撤去等の工事に係る補助金の額は、当該工事に係る費用の3分の1の額(当該金額が100,000円を超える場合は、100,000円)とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、山口市みどりの生活通り推進事業補

助金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 生け垣設置及び工作物撤去等計画書（様式第 2 号）
- (2) 事業に要する経費を示す書類
- (3) 現況の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の交付の決定及び通知）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、山口市みどりの生活通り推進事業補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により速やかに申請者に通知するものとする。  
（計画の内容等の変更）

第 8 条 補助金の交付の決定通知を受けた者は、生け垣の設置工事及び工作物の撤去等の工事の計画を変更しようとするときは、生け垣設置及び工作物撤去等計画変更届出書（様式第 4 号）に、前条の通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付の決定通知を受けた者は、生け垣の設置工事及び工作物の撤去等の工事の計画変更に伴い、補助金の額に変更が生じた場合は、山口市みどりの生活通り推進事業補助金交付変更申請書（様式第 5 号）を、前項の届出書、第 6 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に規定する書類とともに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとし、山口市みどりの生活通り推進事業補助金交付変更決定通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。  
（完了届）

第 9 条 補助金の交付の決定通知を受けた者（補助金交付変更決定通知書により通知を受けた者を含む。以下同じ。）は、生け垣の設置工事及び工作物の撤去等の工事完了後、速やかに生け垣設置及び工作物撤去等完了届（様式第 7 号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

（補助金交付請求）

第 10 条 補助金の交付の決定通知を受けた者は、前条の検査を受けた後、補助金を請求しようとするときは、山口市みどりの生活通り推進事業補助金交付請求書

(様式第 8 号) を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 11 条 市長は、前条の規定による補助金交付請求書による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付決定の取消し)

第 12 条 市長は、補助金の交付の決定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第 13 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、その取消しに係る補助金の全部又は一部について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 3 月 8 日から施行する。